

第九十五回国会 社会労働委員会 議院 議 録 第五号

昭和五十六年十一月十二日(木曜日)

午後六時六分開議

出席委員

委員長 山下 徳夫君

理事 今井 勇君

理事 戸沢 政方君

理事 田口 一男君

理事 平石磨作太郎君

理事 小沢 辰男君

理事 小坂徳三郎君

理事 竹内 黎一君

理事 友納 武人君

理事 中野 四郎君

理事 丹羽 雄哉君

理事 八田 貞義君

理事 船田 元君

理事 箕輪 登君

理事 池端 清一君

理事 金子 みつ君

理事 佐藤 誼君

理事 永井 孝信君

理事 塩田 晋君

理事 三浦 久君

理事 柿澤 弘治君

出席國務大臣

厚生 大臣 村山 達雄君

出席政府委員

厚生政務次官 大石 千八君

厚生大臣官房審議官 吉原 健二君

厚生省公衆衛生局長 大谷 藤郎君

厚生省医務局長 田中 明夫君

厚生省保険局長 大和田 潔君

委員外の出席者

社会労働委員会 河村 次郎君
調査室長

委員の異動

十一月十二日

辞任

金子 岩三君

枝村 要作君

浦井 洋君

菅 直人君

同日

辞任

村岡 兼造君

大原 亨君

三浦 久君

中馬 弘毅君

補欠選任

村岡 兼造君

大原 亨君

三浦 久君

中馬 弘毅君

補欠選任

金子 岩三君

枝村 要作君

浦井 洋君

菅 直人君

十一月六日

労働基準法の改悪反対、男女差別の撤廃等に関する請願外一件(藤田スミ君紹介)(第七〇三三号)

国民健康保険組合療養給付費補助金等に関する請願外六十九件(中山正暉君紹介)(第七〇四四号)

同(川崎二郎君紹介)(第七四四五号)

老人保健医療制度の改善に関する請願(上原康助君紹介)(第七〇五五号)

同外一件(高沢寅男君紹介)(第七〇六六号)

同(山本政弘君紹介)(第七〇七七号)

社会保障・福祉の拡充及び建設国民健康保険の改善等に関する請願(伊藤茂君紹介)(第七〇八八号)

同(大出俊君紹介)(第七〇九九号)

同(加藤万吉君紹介)(第七一〇〇号)

同(沢田広君紹介)(第七一一号)

同外二件(高沢寅男君紹介)(第七一二二号)

同外一件(山花貞夫君紹介)(第七一三三三号)

同(山本政弘君紹介)(第七一四四号)

同外一件(湯山勇君紹介)(第七一五五号)

同外二件(和田耕作君紹介)(第七一六六号)

同(岩垂壽喜男君紹介)(第七一七八号)

同(上原康助君紹介)(第七一九九号)

同(伊藤茂君紹介)(第七二〇〇号)

同(森井忠良君紹介)(第七二〇八号)

同外一件(山花貞夫君紹介)(第七二九九号)

同(山本政弘君紹介)(第七三〇〇号)

慢性及び神経疾患の児童生徒の療育給付等全額国庫負担等に関する請願(石橋一弥君紹介)(第七三七七号)

手話通訳の制度化等に関する請願(北口博君紹介)(第七二七八号)

身体障害者福祉法の対象範囲拡大等に関する請願外二件(今井勇君紹介)(第七四三三三号)

同(橋本龍太郎君紹介)(第七四四四号)

老人保健法案反対に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第七六一一号)

同(橋本次郎君紹介)(第七六一二二号)

老人医療費の有料化と所得制限の強化反対等に関する請願(阿部助哉君紹介)(第七六三三三号)

同外一件(井岡大治君紹介)(第七六四四号)

同(伊藤茂君紹介)(第七六五五号)

同(池端清一君紹介)(第七六六六号)

同外一件(大出俊君紹介)(第七六七七号)

同(堀昌雄君紹介)(第七六八八号)

同(井上泉君紹介)(第七六九九号)

同(田口一男君紹介)(第七七〇〇号)

老人医療費の有料化と所得制限の強化反対及び保健医療制度の拡充に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第七七〇〇号)

老人医療有料化反対及び老後保障制度の確立に関する請願(枝村要作君紹介)(第七七二二二号)

同(森井忠良君紹介)(第七七三三三号)

老人保健法案反対、老人医療制度確立に関する請願(小川国彦君紹介)(第七七四四四号)

軍歴期間を厚生年金、国民年金に算入等に関する請願(小沢一郎君紹介)(第七七五五五号)

同月九日

仲裁裁定の完全実施に関する請願(阿部末喜男君紹介)(第七七六六六号)

同(飛鳥田一雄君紹介)(第七七七七七号)

同(伊賀定盛君紹介)(第七七八八八号)

同(池端清一君紹介)(第七七九九九号)

同(上田哲君紹介)(第七八〇〇〇号)

同(小沢貞孝君紹介)(第七八〇一一号)

同(大内啓伍君紹介)(第七八〇二二号)

同(岡田正勝君紹介)(第七八〇三三三号)

同(青山丘君紹介)(第七八〇四四四号)

同(春日一幸君紹介)(第七八〇五五五号)

同(神田厚君紹介)(第七八〇六六六号)

同(佐々木良作君紹介)(第七八〇七七七号)

同(沢田広君紹介)(第七八〇八八八号)

同(高田富之君紹介)(第七八〇九九九号)

同(竹内猛君紹介)(第七八一〇〇〇号)

同(中井治君紹介)(第七八一〇一一号)

同(永末英一君紹介)(第七八一〇二二二号)

同(西田八郎君紹介)(第七八一〇三三三三号)

同(部谷孝之君紹介)(第七八一〇四四四四号)

同(三浦隆君紹介)(第七八一〇五五五五号)

同(米沢隆君紹介)(第七八一〇六六六六号)

老人保健医療制度の改善に関する請願(三谷秀治君紹介)(第七八一〇七七七号)

同(四ッ谷光子君紹介)(第七八一〇八八八八号)

社会保障・福祉の拡充及び建設国民健康保険の改善等に関する請願外一件(岩佐恵美君紹介)

同(寺前嚴君紹介)(第一三二一號)
老人医療費有料化反対、福祉の拡充に関する請願(三浦久君紹介)(第一三三二號)
健康保険、老人医療、公費医療制度の改悪反対等に関する請願(藤原ひろ子君紹介)(第一二三三號)
同(村上弘君紹介)(第一二三四號)
民間保育事業振興に関する請願(渡辺貢君紹介)(第一二三五號)
中途失聴者及び難聴者の救済に関する請願(藤原ひろ子君紹介)(第一二三七號)
男女雇用平等法の制定等に関する請願(安藤嚴君紹介)(第一二八二號)
老人医療の有料化反対及び国民の健康、医療確保に関する請願(藤田スミ君紹介)(第一二八五號)

同月十一日

医療保険制度改悪反対等に関する請願(安藤嚴君紹介)(第一二三三號)
年金及び老人医療制度の改悪反対に関する請願(浦井洋君紹介)(第一二三四號)
同(池端清一君紹介)(第一二三三三號)
同外二件(北山愛郎君紹介)(第一二三三三號)
同(田中恒利君紹介)(第一二三三三號)
同(馬場昇君紹介)(第一二三三六號)
同(細谷治嘉君紹介)(第一二三三七號)
療術の制度化促進に関する請願外二件(小此木彦三郎君紹介)(第一二三三五號)
同外二件(奥田幹生君紹介)(第一二三三六號)
同外二件(倉成正君紹介)(第一二三三七號)
同外二件(小泉純一郎君紹介)(第一二三三八號)
同(始関伊平君紹介)(第一二三三九號)
健康保険制度の充実に関する請願(寺前嚴君紹介)(第一二四〇號)
老人医療の有料化中止、年金制度の改悪反対等に関する請願(藤田スミ君紹介)(第一二四二一號)
同(三谷秀治君紹介)(第一二四二二號)
医療労働者の増員、看護婦制度の廃止等に関する請願(松本善明君紹介)(第一二四三三號)

診療報酬の引き上げ等に関する請願(養輪幸代君紹介)(第一二四四四號)
障害者の社会への全面参加と平等実現に関する請願(村上弘君紹介)(第一二四五五號)
労働災害、職業病等による患者の医療と生活保障等に関する請願(浦井洋君紹介)(第一二四六六號)
同(寺前嚴君紹介)(第一二四七七號)
同(中島武敏君紹介)(第一二四八八號)
同(藤原ひろ子君紹介)(第一二四八九號)
年金制度の改悪、老人医療の有料化反対及び医療従事者の増員等に関する請願(小沢和秋君紹介)(第一二五〇〇號)
老人医療費の有料化と所得制限の強化反対等に関する請願(五十嵐広三君紹介)(第一二五一二號)
同(枝村要作君紹介)(第一二五二二號)
同(佐藤龍君紹介)(第一二五三三號)
同(池端清一君紹介)(第一二五九二號)
同(小野信一君紹介)(第一二五九三號)
同(嶋崎謙君紹介)(第一二五九四號)
同(中村重光君紹介)(第一二五九五號)
同(土井たか子君紹介)(第一二五九五號)

老人保健法案反対、老人医療制度確立に関する請願外二件(新村勝雄君紹介)(第一二五四四號)
社会保険診療報酬の是正促進に関する請願(石原廣太郎君紹介)(第一二五五五號)
同外二件(加藤六月君紹介)(第一二五六六號)
同(川崎二郎君紹介)(第一二五七七號)
同外二件(木野晴夫君紹介)(第一二五七八號)
同(上藤嚴君紹介)(第一二五九九號)
同外三件(小坂善太郎君紹介)(第一二六〇〇號)
同外七件(野呂恭一君紹介)(第一二六二二號)
同外二件(葉梨信行君紹介)(第一二六三三號)
同外二件(藤本孝雄君紹介)(第一二六四四號)
同外三件(武藤嘉文君紹介)(第一二六五五號)
同外五件(渡辺栄一君紹介)(第一二六六六號)
同(足立篤郎君紹介)(第一二六七七號)
同外二件(稻村佐近四郎君紹介)(第一二六八八號)

同(白井日出男君紹介)(第一三〇四四號)
同(奥田幹生君紹介)(第一三〇五五號)
同(加藤敏一君紹介)(第一三〇六六號)
同外四件(倉石忠雄君紹介)(第一三〇七七號)
同外五件(佐野嘉吉君紹介)(第一三〇八八號)
同外九件(塩谷一夫君紹介)(第一三〇九九號)
同外七件(塩谷直藏君紹介)(第一三一〇〇號)
同(島村宜伸君紹介)(第一三一〇一號)
同外三件(砂田重民君紹介)(第一三一〇二號)
同(中村正三郎君紹介)(第一三一〇三號)
同外二件(丹羽兵助君紹介)(第一三一〇四號)
同外二件(羽田孜君紹介)(第一三一〇五號)
同(羽田野忠文君紹介)(第一三一〇六號)
同(原健三郎君紹介)(第一三一〇七號)
同外七件(早川崇君紹介)(第一三一〇八號)
同外二件(福田勉志君紹介)(第一三一〇九號)
同外十九件(藤井勝志君紹介)(第一三一〇一〇號)

同(松野頼三君紹介)(第一三一〇一一號)
同(森下元晴君紹介)(第一三一〇一二號)
同外三件(安田貴六君紹介)(第一三一〇一三號)
同(森下元晴君紹介)(第一三一〇一四號)
同外三件(山本幸雄君紹介)(第一三一〇一五號)
同外一件(山本幸雄君紹介)(第一三一〇一六號)
老人保健法案反対に関する請願(田中伊三次君紹介)(第一二七七七號)
同(枝村要作君紹介)(第一二七八八號)
同(中村重光君紹介)(第一二八九九號)
同(渡部行雄君紹介)(第一二九〇〇號)
社会保険、社会福祉の拡充等に関する請願(森井忠良君紹介)(第一二八五五號)
老人保健医療制度の改善に関する請願(河上民雄君紹介)(第一二八六六號)
同(田邊誠君紹介)(第一二八七七號)
老人医療費の有料化と所得制限の強化反対及び保健医療制度の拡充に関する請願外二件(土井たか子君紹介)(第一二八九六號)
同外一件(永井孝信君紹介)(第一二九七七號)
老人医療費無料制度の改悪反対に関する請願(島田琢郎君紹介)(第一二九八八號)
同(城地豊司君紹介)(第一二九九九號)

老人医療有料化反対及び老後保障制度の確立に関する請願(枝村要作君紹介)(第一三〇〇〇號)
同(田邊誠君紹介)(第一三〇〇一號)
年金・医療制度の改悪反対に関する請願(北山愛郎君紹介)(第一三〇六六號)
同(田中恒利君紹介)(第一三〇六七號)
同(細谷治嘉君紹介)(第一三〇七八號)
年金制度の改悪、老人医療の有料化中止等に関する請願(新村勝雄君紹介)(第一三〇八九號)
同(田中恒利君紹介)(第一三〇九〇號)
同(森井忠良君紹介)(第一三〇九一號)
同(横路孝弘君紹介)(第一三〇九二號)
覚せい剤中毒、精神障害者対策の推進に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一三〇九三號)
同(小川平二君紹介)(第一三〇九四號)
同(小沢貞孝君紹介)(第一三〇九五號)
同(唐沢俊二郎君紹介)(第一三〇九六號)
同(倉石忠雄君紹介)(第一三〇九七號)
同(小坂善太郎君紹介)(第一三〇九八號)
同(清水勇君紹介)(第一三〇九九號)
同(下平正一君紹介)(第一三一〇〇〇號)
同(中村茂君紹介)(第一三一〇〇一號)
同(羽田孜君紹介)(第一三一〇〇二號)
同(宮下創平君紹介)(第一三一〇〇三號)
は本委員会に付託された。

十一月十日

自治体病院の経営健全化対策に関する陳情書(関東一都九県議会議長会常任幹事東京都議会議長菅沼元治外九名)(第一五八八號)
中高年齢者の雇用促進に関する陳情書外二件(中国五県議会議長会副議長代表山口県議會議長吉永茂外九名)(第一五九九號)
医療ソーシャルワーカーの制度化に関する陳情書(北海道議會議長松浦義信)(第一六〇〇號)
療術行為の制度化と保険制度の拡大適用に関する陳情書(滝川市議會議長中村正直)(第一六一一號)

老人医療費有料化反対に関する陳情書外二件
(歌志内市議會議長本山忠男外二名)(第一六二号)

国民健康保険制度の充実に関する陳情書外一件
(山梨県議會議長西室圭計外一名)(第一六三号)
興行場法の改正に関する陳情書(近畿二府六県議會議長代表滋賀県議會議長北川弥助外七名)(第一六四号)

空き家等の散乱ごみ対策に関する陳情書(高松市議會議長水野高司)(第一六五号)

覚せい剤中毒・精神障害者対策の推進に関する陳情書(関東一都九県議會議長兼任幹事東京都議會議長菅沼元治外九名)(第一六六号)

老人保健法の制定に関する陳情書(鎌倉市議會議長斎藤政朗)(第一六七号)

長期療養者の介護改善に関する陳情書(山口市議會議長杉山勝良)(第一六八号)

留守家庭児童対策等の充実に関する陳情書(鹿児島市議會議長藤野光盛)(第一六九号)

老人福祉に関する陳情書外一件(東京都足立区東和四の二〇の七笹沼藤太郎外一名)(第一七〇号)

上水道事業に対する財政援助に関する陳情書(福岡市中央区天神一の一八福岡県町村会会長藤本巧)(第一七一号)

季節労働者の雇用確保及び生活保障等に関する陳情書外二件(赤平市議會議長我妻富一郎外二名)(第一七二号)

聴覚言語障害者対策の推進に関する陳情書外二件(東海北陸七県議會議長代表岐阜県議會議長田中礼一外八名)(第一七三号)

低所得者の福祉のため灯油の支給制度の実現に関する陳情書(函館市議會議長越前達郎)(第一七四号)

市町村社会福祉協議会の充実強化に関する陳情書外七件(阿南市議會議長福井徳信外七名)(第一七五号)

身体障害者の対象範囲拡大に関する陳情書(香川県市議會議長高松市議會議長水野高司)(第一七六号)

難病対策の強化拡充に関する陳情書外一件(関東一都九県議會議長兼任幹事東京都議會議長菅沼元治外十名)(第一七七号)

原子爆弾被害者等の援護法制定に関する陳情書外一件(岡山県吉備郡真備町議會議長松田清八外二十名)(第一七八号)

身体障害者の雇用促進に関する陳情書外一件(東海北陸七県議會議長代表岐阜県議會議長田中礼一外七名)(第一七九号)

各種年金受給者に対する寒冷地手当支給の制度化に関する陳情書(函館市議會議長越前達郎)(第一八〇号)

全国ハンセン氏病療養所の整備拡充等に関する陳情書(全国ハンセン氏病療養所所在市町村連絡協議会会長東村山市長熊木今次外十一名)(第一八一号)

在日韓国人の国民年金適用に関する陳情書(埼玉県児玉郡神川村議會議長横山幸雄)(第一八二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

老人保健法案(内閣提出、第九十四回国会閣法第七四号)

○山下委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、老人保健法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。森井忠良君。

○森井委員 この際、確認質問をいたしておきたいと存じます。

第一の質問は、一部負担の問題でございます。一部負担は医療機関ごとに支払うこととされておるわけですが、せめて総合病院において二以上の診療科にまたがる場合は、一部負担については配慮すべきではないかと考えるわけでございます。

でございます。大臣の所信を承っておきたいと存じます。

○村山国務大臣 御指摘の問題につきましては、御趣旨の線に沿って前向きに検討したいと考えております。

○森井委員 次は、歯科保健対策についてでございます。

歯科保健対策については、若いうちから積極的に取り組まなければ手おくれになる可能性があると思うわけでございますが、いかがでございますでしょうか。

○村山国務大臣 歯科保健の重要性については十分認識しており、老人保健法による保健事業においても、健康教育、健康相談等の場において歯科保健を取り上げるよう配慮してまいります。

なお、歯科疾患については、幼児期から青年期を通じて一貫した対策が必要であると考えており、現在行われておる歯科健康診査等の充実を図るとともに、歯科保健対策の進め方についても十分検討してまいりたいと考えております。

○森井委員 次は、老人保健を進めていく上の必要なデータの収集の問題でございます。

適切な老人医療と診療報酬支払い方式のあり方について、国立病院、国立療養所において必要データ収集その他調査を進めるべきであると思うわけでございますが、この点についてお伺いをしておきたいと存じます。

○村山国務大臣 老人を対象とするリハビリテーション病床の整備や老人慢性疾患専門医療の推進につきましましては、国立医療機関の役割とするとともに大きいと考えており、適切な老人医療のあり方や診療報酬等の検討に役立つようなデータに関する調査研究については、国立病院、国立療養所の活用を図ってまいりたいと考えております。

○森井委員 老人保健法の施行に伴いまして関連をしましてまいりますが、政府管掌健康保険の一般保険料率の上限の問題でございます。この上限につきましましては千分の九十一をこの際引き下げるべきではないかと思うわけでございますが、いかがでございますか。

○村山国務大臣 政府管掌健康保険の一般保険料率の上限につきましては、現在の上限設定の経緯等を十分配慮し、老人保健制度発足後における老人医療費の実績、保険給付費や報酬の推移等を見て、社会保険審議会等で御審議いただいて、その調整を図りたいと考えております。

○森井委員 次は、医療法の問題でございます。いまもって国会に提出をされておられません。医療法の改正につきましては、申し上げましたようにできるだけ早く国会に提出をすべきだと思っております。この点についてお伺いをしておきたいと存じます。

○村山国務大臣 医療法の改正につきましては、関係方面との調整をできるだけ急いだ上、次期通常国会に提出できるよう努めてまいりたいと考えております。

○森井委員 次は、医療費適正化対策の面から医療機関における領収書や明細書の発行、医療費通知の推進を図るべきであると思っております。この点についてもお伺いをしておきます。

○村山国務大臣 患者自己負担分の医療費領収書については、その発行の励行がなされるよう努めてまいりたい。いわゆる明細書の発行についても実施可能な医療機関から実施するよう行政指導を行ってまいりたいと思っております。

また、医療費通知についても未実施保険者に対する行政指導等を行い、その一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

○森井委員 老人保健を進めていきます上に指導医療官の増員は不可欠でございます。また医療機関の指導監督を強化することも当然必要になってくるわけでございますが、その点についてお伺いをいたしたいと存じます。

○村山国務大臣 御指摘のように指導医療官の充足を図り、医療機関に対する指導監督を一層強化してまいりたいと考えております。

○森井委員 保健所に係る補助金については交付税戻しという説もあるわけでございますが、こん

なことを許してはなりません。必ず存続すべきではないかと思っておりますが、この点についても大臣の所信を承っておきたいと存じます。

○村山国務大臣 保健所に係る補助金については、厚生省としてはお説のとおり対処したいと考えております。

○森井委員 以上で終わります。

○山下委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○山下委員長 この際、戸沢政方君外二名から、自由民主党・公明党・国民会議及び民社党・国民連合三派共同提案に係る修正案が委員長の手元に提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。戸沢政方君。

老人保健法案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○戸沢委員 ただいま議題となりました老人保健法案に対する修正案につきまして、自由民主党・公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、老人保健審議会は、保険者の拠出金等に関する重要事項を調査審議するものとするものであります。

第二に、老人保健法による診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聞いて定めることといたします。この場合、中央社会保険医療協議会においては、老人の特性等を考慮し、合理的な診療方針及び診療報酬が決められるよう御審議をお願いすることといたします。

第三に、老人保健法による医療は、健康保険法及び国民健康保険法による保険医療機関等で行う

ものとするものであります。

第四に、老人保健法による医療の対象者に、現在予算措置で行っております六十五歳以上七十歳未満で一定程度以上の障害のある者を加えるものとするものであります。

第五に、一部負担については、外来時一部負担金の額を五百円から四百円に、入院時一部負担金の支払い期間を四カ月から二カ月に改め、その軽減を図るとともに、特別の理由によつて支払いが困難と認められる者については、国民健康保険法における一部負担の減免制度に準じてこれを減免することができるようとするものであります。

第六に、保険者拠出金に係る医療費の額と加入者の総数による案分率は二分の一として、これを法定することとあります。

第七に、保険者拠出金に対する国の補助率は、健康保険法、国民健康保険法等の国庫補助率と同じ率を法定することとあります。

その他所要の修正を行うこととしております。以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○山下委員長 以上で修正案の趣旨説明は終わりました。

この際、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。村山厚生大臣。

○村山国務大臣 政府としては賛成しがたいが、院議として決定される以上、やむを得ないものと考えます。

○山下委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。古賀誠君。

○古賀委員 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となっております老人保健法案及びこれに対して自由民主党・公明党・国民会議・民社党・国民連合が共同で提出した修正案につきまして、修正案及び修正案を除く原案に賛成の意を表

するものであります。

本格的な高齢化社会の到来を控え、予防から治療、リハビリテーション等に至る総合的な老人保健政策の確立が急務となっております。

政府原案は、このような要請にこたえて、壮年期からの疾病の予防や健康管理を推進することにより健康な老人づくりを目指すとともに、今後とも増加する老人医療費の負担の公平を図るものであり、その趣旨については評価できるものの、主として次のような諸点については所要の修正を行うことにより、さらに内容の改善が図られるものと考えます。

まず第一に、医療に関する診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聞いて定めるものとし、老人保健審議会は、保険者の拠出金等に関する重要事項を調査審議するものとする。

第二に、老人保健取扱機関という制度を新たに設けることはせず、医療は、健康保険法及び国民健康保険法による保険医療機関等で行うものとする。

第三に、医療の対象者に、従来予算措置で老人医療費を支給してきた六十五歳以上七十歳未満の寝たきり老人等を加えるものとする。

第四に、一部負担については、外来時一部負担金の額を五百円から四百円に、入院時一部負担金の支払い期間を四カ月から二カ月に改めるとともに、特別の理由によつて支払いが困難と認められる者については、これを減免することができるようとする。

第五に、保険者拠出金の案分率については、二分の一としてこれを法定するとともに、保険者拠出金に対する国の補助率については、健康保険法、国民健康保険法等の国庫補助率と同じ率を法定することとあります。

以上の修正は、本委員会審議を通じ、最善の努力を尽くした上での結果であり、これによつてさらに本法の目的の達成と円滑な実施に資するものと考えらるものであります。

このように、老人保健法案並びに自由民主党・公明党・国民会議・民社党・国民連合提出の修正案は、老人保健対策の画期的な推進と老人福祉の一層の増進を図るものであり、私どもとしては、この修正案及び修正部分を除く原案に賛意を表するものであります。

これをもちまして、私の討論を終わります。

（拍手）

○山下委員長 榎野善二君。

○榎野委員 私は、日本社会党を代表し、ただいま討論に付されました老人保健法案の原案及び修正案について、そのいづれにも反対する立場から、以下その理由を簡潔に申し述べたいと思

わが党は、去る十月十五日の本院議における厚生大臣の趣旨説明以来今日に至るまで、本法案が果たしてその立法趣旨にかなう内容を備えているかどうかについて、審議を尽くそうと努めてまいりました。

本法案第一条に掲げる「国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図る」という目的を達成するためには、どうしても欠くことのできない幾つかの条件が必要であります。それはまず第一に、国民を業づけ、検査づけにし、とめどもなく医療費を増大させているばかりでなく、脱税の温床にさえなっている点数出来高払い方式を見直すことであり、第二に、市町村に対し、新制度の実施主体にふさわしい権限を持たせ、マンパワーの充実や諸施設の整備に必要な財源を確保すること、第三に、老人が貧富の差別なく必要にして

十分な保健医療サービスを受けられるように、この際、保険外負担を解消し、新たな窓口負担を設けるようなことをしないことなどであり、こうした見地から本委員会における審議を振り返ってみますと、政府原案はこれらの必要条件を欠き、また、政府答弁においてもこれらを補うべき何物も見出し得なかったと言つても決して過言ではありません。

特に診療報酬のあり方については、政府原案で

は老人保健審議会に諮問するとなつてゐるのであります。この点については関係審議会はもちろんです。第二臨調答申においても老人医療の特性を踏まえた合理的の支払い方式を確立すること、現行医療費支払い方式の改革案を検討し、早急に実施することとしていることなどを踏まえ、われわれは、政府がいつ、どのような諮問を行うのか、それについて再三再四問いました。しかし、その結果明らかにしたことは、政府には診療報酬の見直しについての具体的方針は全くなく、そもそも本気で見直そうとする気持ちさえ持っていない、ということでありました。

さらに、この問題で見逃し得ないのは、与党内民党の態度であります。修正案では、診療報酬のあり方を老人保健審議会に諮問することさえやめてしまい、既存の中央社会保険医療協議会の意見を聞いて厚生大臣が決めることにしようとしているのであります。

すでに御承知のように、中医協は、点数出来高払い方式という現行の枠組みの中で、単にその点数を調整し、改正することを主要な役割としてきたという経過があるのでありまして、実は、政府もそのことがわかっているからこそ、今回の老人保健制度に適用すべき新たな支払い方式については、老人保健審議会の検討にゆだねようとしたと思うのであります。それを、事もあらうに与党が政府原案を改悪してまで中医協にかえるというのでありますから、これはまさに前代未聞であり、このことは、支払い方式見直しという点で、日医と自民党、厚生省との間に初めに合意ありきという、われわれが追及し続けた疑惑が、ついに修正案という形をとってあらわれたとしか考えようがないのであります。

修正案は、老人医療費の一部有料化について若干の緩和をしていますが、そもそも老人医療費の無料化は、長年社会の進展に寄与してきた老人を敬愛し、その安らかな老後を国が全責任を持って保障することをうたった老人福祉法のおわば象徴的制度としてすでに定着しているのであります。

したがって、たとえ少額であれ、これを有料化する
ことは、老人福祉法の基本理念そのものを否定
することであり、とうてい容認しがたいのであり
ます。

以上要するに、本法案は、一面、国民の求める健康な老人づくりの制度創設を装つてはいるものの、その、それはあくまで表看板だけのことであり、真のねらいは、行政改革の一環として、この際、老人医療費の国庫負担軽減を図り、そのしわ寄せを老人本人と被用者保険、地方自治体の負担増に転嫁しようとするところにあると断ぜざるを得ません。まさに羊頭を掲げて狗肉を売るのたぐいで、

かかる政府原案にはもとよりのこと、基本的にその延長線上にある修正案にもわが党は最後まで反対することを申し上げ、討論を終わります。(拍手)

○山下委員長 平石磨作太郎君。
○平石委員 私は、公明党・国民会議を代表し

て、老人保健法案審議の終局に当たり、賛成の立場から討論を行います。

急速に進展する高齢化社会を前に、若干の曲折はありましたが、今後の老人医療の進むべき方途が策定されたことは、施策の大きな前進であると考えられます。特に従来から指摘されていた医療と保健との一貫性について曲がりなりにも包括的医療のベースが築かれたことは、これに大きく評価するものであります。

もとより本法案は完全無欠ではありません。施策のメリットの多くは今後の運用にかかっております。法の運営と行政の推移を厳しく監視するとともに、政府に対し改善へのさらなる努力を強く要求するものであります。

あわせて、本法案は他の現行保険制度と無関係ではなく、現在抱えているところの制度間格差や不均衡を放置しておいて本法案の実効は期しがたないのであります。また、本法案は政府公約における医療保険制度改革に連動しゆくものであり、できるだけ早い機会において保険制度全体の抜本的改革に着手されることを望むものであります。

本法案について社会保障制度審議会はその意見において「老人医療問題の解決のためには、医療機関の適正配置、医療機器の重複投資の是正等の医療資源の効率的配分・利用、医療の質の向上、診療報酬の適正化等医療費適正化対策が不可欠である。さらに、診療報酬支払方式の基本的見直し等の抜本的対応も重要である。また、関係者が進めつつある、いわゆる「医療費の無駄排除」の努力は、引き続き推進されなければならない。」と指摘しております。本委員会の質疑においても述べたように、医療費の増大は著しく、また、そこにおいて支払い方式のあり方は無視できないものがあります。したがって、老人医療の特性から見て適正な診療報酬のあり方を検討することは、本法案立法のポイントでもあり、今後の老人保健事業の推進においてゆるがせにできない課題である

り、中央社会保険医療協議会において審議する必要がある。

以上の観点から、以下本法案に賛成する理由を簡潔に申し述べます。

策に、医療だけでなく、予防からリハビリテーションまでの一貫した保健事業を導入し、いわゆる包括的医療を目指していることであり、健康教育、健康相談そして訪問指導を行うこととしたことを評価するものであります。

第二に、老人保健に関する重要事項を審議するため老人保健審議会を設置し、老人保健の推進を期していることであります。

第三には、一部負担について、外来時一部負担の軽減、入院時負担金の徴収期間の短縮、そして低所得者に対する減免規定を明記したことであります。

第四には、保険者拠出金の案分率を政令でなく
本法に明記したことであります。

第五には、診療報酬についても老人の特性に見合う適正な改善が見込まれることとございます。以上のことから、政府提案の老人保健法案について、修正案に賛成し、右修正部分を除く原案について賛成し、討論を終わります。（拍手）

○山下委員長 米沢隆君。
○米沢委員 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま終局審議を迎えました老人保健法案につきまして、修正案並びに修正を除く原案に対して、賛成の立場で討論を行います。

法の政府原案は、その目的と基本的理念に示されておりますように、国民の自助と連帯の精神に基づき、国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、ややもすると治療の保障に偏重してゐる現行制度を改め、予防から治療、機能訓練に至る一貫した各種保健事業を総合的に行うとともに、それに必要な費用は国民が公平に負担することを大きな目的としており、その趣旨につきましては高く評価できるのであります。

しかし、政府原案には多くの問題がありました。

その第一は、各保険者が共同で拠出する医療費拠出金の案分の問題、すなわち財政調整にかかわる問題であります。

今回、老人防援に要する費用に付き、国、地方公共団体のほか、各保険者が共同で財源を拠出するという、多年懸案でありました財政調を整が一部導入されますことは、従来の経緯から見ると画期的なことであり、関係者各位の御理解を

多とするものであります。しかし、本法案第五十九条を見る限り、七十歳以上の加入者調整が政令の改変によっては際限なく進むことになってお

り、今後の老人医療費の増高いかによつては各
 保険者の経営努力を萎縮せしめ、場合によつては各
 拠出金を負担する被保険者の急激な負担増を招来
 せしめる可能性もあるわけでありまして、私どもも

は何らかの歯とめの措置が必要であるとの結論に達しました。したがって、修正交渉に当たりましては、保険者拠出金の案分率は、政令でなく、二分の一として法定化せよということを強く主張いたしましたし、結局その実現を図ることができましたことは、大いなる前進であつたと思います。

第二の問題は、一部負担の導入の問題であります。

す。

現行の老人医療費公費負担制度は、所得制限はありますが、これに今回新たに患者の一部負担を導入する問題は、財政上のこととはいえ、事柄上大きな論争を巻き起こしたことは当然であります。

元来、理屈からいえば、受診が必要であるかどうかを医学を知らない老人に判断させて自制を求めることはかなりむづかしい話ではありますが、たとえば老人が病院に殺到して、病院、診療所の正常な診療が阻害されたり、病院のベッドが慢性疾患の御老人たちに占拠されて、緊急重症患者の収容に支障が生じるなどの数多くの事例を考慮いたしましたときに、また保険制度がまさしく健康者によって支えられているという事実を考えれば、個々の不満は数多く残るにいたしても、私どもは無理のない範囲での適正な受益者負担はある程度受忍することが、健全なる医療保険制度の発展にはやむを得ざる処置ではないかと理解を示さざるを得ません。

しかし、その金額の多寡、低所得者層への配慮は当然あつてしかるべきであつて、私どもはこのような観点から、外来、入院とも一部負担の額を提案の二分の一にすること、また入院については一部負担徴収期間を四月月から一月に改めること、低所得者については一部負担を免除する措置を講ずること、そして特に、現行の健保法上でも問題があるわけでありながら、総合病院等において診療科目ごとに一部負担を課することは高齢者にとって過重なる負担になることにかんがみ、その是正を求めるなどの修正要求を行い、その実現方に努力をいたしました。結局、外来時一部負担を五百円から四百円に、入院時一部負担の徴収期間を四月月から一月に縮減、低所得者に対しては減免措置を講ずる等の修正を果すことができました。この際私どもは、不十分ではありますが、まずは一歩前進と評価し、内心じくじたるものを残しつつ妥協せざるを得ません。参議院段階

での再修正を期待したいと思ひます。

ただ、総合病院等の診療科目別一部負担徴収の非は、政府におかれて早急に前向きに御検討され、その善処方を強く要請するものであります。

第三は、本法案における医療給付の対象年齢の問題であります。

老人福祉法では、老人に對し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的として、六十五歳以上の高齢者に対し必要な保障を行つております。

この老人福祉法の精神に基づくならば、今回の老人保健法も、七十歳以上ではなく六十五歳以上の高齢者を対象として医療給付を実施して初めて、整合性のある行政と言つていいと思ひます。残念ながら今回は、従来予算措置として実施しておりました六十五歳以上七十歳未満の重度の寝たきり老人を法的対象者に加えるだけで、私どもの提案は受け入れられるものとはなりません。

ただ、ちなみに六十五歳以上を対象ということに修正いたしますと、保険財政上老人医療費が約一兆二千億円の負担が増大することも事実でありまして、今日の厳しい財政環境を考慮いたしましたときに、対象者の拡大は今後の努力目標として政府が真剣に検討されることを要請してやみませ

第四に、これは本法案に関連する最大の問題点でありましたが、この新しく発足する老人医療制度が一体どのような支払い方式で支えられていくのかという点が、その骨格さえ明らかにならないままに、財政対策のみが先行するというところで大きな混乱を生じたという問題であります。

御承知のとおり、本法案の大きな柱である老人保健審議会の設置につき、一時はその存廃を議論されましたが、本審議会の役割の持ち方いかんによりましては本法案の行政効果を左右する重大な問題が伏在いたしておりますことを考えましても、結局審議会が設置されることになりました。

とは、きわめて当然なことだと言わねばなりません。

ただ、本制度による診療方針及び診療報酬については、中央社会保険医療協議会の意見を聞いて定めるよう修正されましたが、本制度の創設による適切な医療供給の体制とともに、診療報酬のありべき姿を求めることは、まさに重要な課題と言わざるを得ません。中医協の専門的な角度からの論議に国民各層の意見が十分反映されることを期待して、賛成するものであります。

最後に、本制度の目的を達成するためには、老人の健康維持にふさわしい保健事業のシステム化、特別養護老人ホーム、在宅ケアなど関連福祉サービスとの連携、保健医療施設の整備拡充、デューケア、ナースングホーム等のいわゆる中間施設の計画的な拡充、マンパワーの確保、保健所の機能強化、医療機関の協力などの各般の施策の充実強化と、それを裏づける財政的な配慮が必要不可欠であり、政府は、これらの施策の充実強化に最大限の努力を傾注する義務があると考えます。

私は、本制度の円滑な運営のため行政が果たすべき責務を誠実に実行されんことを強く要求し、賛成の討論を終わります。(拍手)

○山下委員長 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました老人保健法案に対して反対の討論を行います。

御承知のように、現行の老人医療費無料化制度は、一九七〇年代に全国のお年寄りや住民の強い要求と運動によって、革新自治体を中心に燎原の火のように広がり、七三年一月、ようやく国の制度として実施されました。

この医療費無料化制度の発足は、健康に不安を持つ全国のお年寄りに大きな喜びと安堵をもつて迎えられたのであります。

わが党の反対理由の第一は、本法案が患者一部負担の導入によりこれまでの無料化を廃止する制度的な改悪であるからであります。

大臣は、この患者負担がお年寄りにとって大した負担ではないなどと強弁していますが、外来四百円、入院九千円という毎月の負担は、差額ベッドや付添料などの保険外負担がいまなお解消されていない現状では、重い負担としてお年寄りにしかかることは明白であります。とりわけ月額二万円台の老齢福祉年金しか受けられないお年寄りや低所得層の方にとって過重なる負担になることは明らかであり、受診抑制をねらったものであります。

わが党が一貫して本委員会などで明らかにしてきたように、岩手県沢内村、長野県八千穂村、高知県野市町などのすぐれた実践例は、いずれも医療費の本人負担を無料にすることによって受診率を高め、早期発見、早期治療により健康の早期回復と医療費そのものの低減をも可能にしています。ところが、政府はこれらの歴史的成果を学ばず、これに逆行して一部負担を導入することは、病気を重くし、回復を長期化させ、医療費を増高させる結果になることは必至であります。

第二は、本法案が、いま政府が進めようとしているにせ行革の一環であるからであります。

財界主導の臨調第一次答申に忠実に従い、お年寄りの健康を守るための国の財政支出はこれまでより大きく削り、さらにその上に、地方自治体が単独で実施している七十歳未満の老人医療費無料化制度の廃止をうたい、政府も廃止するよう強く干渉する態度を表明しています。これは憲法が定めている自治権への侵害であります。このような臨調路線の一環としての本法案を許すわけにはいきません。

第三は、保健事業についてであります。

本法案が新たに保健事業を行おうとする点はわが党がかねてより主張していたわけでありましたが、本委員会の審議を通じて明らかになったように、保健事業の円滑な実施には政府府でも八千名

2 審議会は、厚生大臣の諮問に応じ、この法に規定する保険者の拠出金等に関する重要事を調査審議する。

第十二条第五号中「第二十六条、第三節第二款」を「から第三十二条まで」に、「第四十五条第三項」を「第四十二条第三項」に改める。
第十三条中「七十歳以上の者」を「第二十五条第一項各号に掲げる者」に改める。
第二十三条中「第二十八条に規定する老人保健取扱機関」を「第二十五条第三項に規定する保険医療機関等」に改める。

第二十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る。）」を「次に掲げる者（加入者に限る。以下「七十歳以上の加入者等」という。）であつて当該市町村の区域内に居住地を有するもの」に改め、同項に次の各号を加える。
一 七十歳以上の者
二 六十五歳以上七十歳未満の者であつて、厚生省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該市町村長の認定を受けたもの
第二十五条第三項中「自己の選定する第二十八条に規定する老人保健取扱機関（第三十六条第一項の規定により医療を取り扱わない老人保健取扱機関を除く。次条第一項において同じ。）」を「次に掲げる病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）のうち、自己の選定するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 健康保険法第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関及び保険薬局
二 国民健康保険法第三十六条第四項に規定する療養取扱機関
三 前二号に掲げるもののほか、厚生省令で定める病院、診療所及び薬局
第二十五条に次の二項を加える。
4 前項の規定にかかわらず、同項第三号の病院、診療所又は薬局にあつては、当該病院、診療所又は薬局ごとに厚生省令で定める者のみが、医療を受けることができるものとする。
5 保険医療機関等において医療を担当する医師若しくは歯科医師又は薬剤師は、次の各号に掲

げる保険医療機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる医師若しくは歯科医師又は薬剤師（以下「保険医等」という。）とする。
一 第三項第一号の病院、診療所又は薬局 健康保険法第四十三条第二項に規定する保険医又は保険薬剤師
二 第三項第二号の病院、診療所又は薬局 国民健康保険法第三十六条第三項に規定する国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師
三 第三項第三号の病院、診療所又は薬局 前二号に掲げる者又はこれらの者以外の医師若しくは歯科医師又は薬剤師であつて厚生省令で定めるもの
第二十六条及び第二十七条を次のように改める。

（保険医療機関等の責務）
第二十六条 保険医療機関等及び保険医等は、第三十条第一項の医療の取扱い及び担当に関する基準に従い、医療を取り扱い、又は担当しなければならない。
（厚生大臣又は都道府県知事の指導）
第二十七条 保険医療機関等及び保険医等は、医療に関し、厚生大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。
2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の指導をする場合において、必要と認めるときは、診療又は調剤に関する学識経験者をその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。
「第二款 老人保健取扱機関等」を削る。
第二十八条から第三十一条までを削る。
第三十二条第一項中「老人保健取扱機関」を「保険医療機関等」に、「五百円」を「四百円」に改め、同条第三項中「四月」を「二月」に改め、同条第四項中「老人保健取扱機関」を「保険医療機関等」に、「次条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第五項及び第六項中「老人保健取扱機関」を「保険医

療機関等」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十八条とする。
7 市町村長は、厚生省令で定めるところにより、特別の理由により保険医療機関等に第一項の一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金を減額し、又はその支払いを免除することができる。
第三十三条第一項中「老人保健取扱機関」を「保険医療機関等」に、「厚生大臣が定める」を「次条第一項の」に改め、同条第二項中「老人保健取扱機関」を「保険医療機関等」に、「第三十条」を「次条第一項」に改め、「前項の」を削り、同条を第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。
（医療に関する基準）
第三十条 医療の取扱い及び担当に関する基準並びに医療に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定めるものとする。
2 中央社会保険医療協議会は、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）第十四条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により意見を求められた事項について審議し、及び文書をもつて答申するほか、同項に規定する事項について、自ら厚生大臣に文書をもつて建議することができる。
第三十四条を削る。
第三十五条の見出し中「老人保健取扱機関」を「保険医療機関等」に改め、同条第一項中「老人保健取扱機関」を「保険医療機関等」に、「老人保健医、老人保健薬剤師」を「保険医等」に改め、同条第四項中「第三十一条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の二条を加える。
（医療費）
第三十二条 市町村長は、次に掲げる場合には、医療に代えて、医療費を支給する。
一 医療を行うことが困難であると認めるところ
二 やむを得ない理由により保険医療機関等以外

の病院、診療所又は薬局その他の者について診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合において、必要があると認めるとき。
三 保険医療機関等について診療、薬剤の支給又は手当を受け、やむを得ない理由によりその費用を当該保険医療機関等に支払つた場合において、必要があると認めるとき。
2 前項の規定により支給する医療費の額は、医療に要する費用の額から第二十八条に規定する一部負担金に相当する額を控除した額を基準として、市町村長が定める。
3 前項の医療に要する費用の額は、第三十条第一項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額とする。ただし、その額は、現に医療に要した費用の額を超えることができない。
（特別会計）
第三十三条 市町村は、医療に関する収入及び支出について、特別会計を設けるものとする。
第三十六条を削る。
第三章第三節第三款中第三十七条を第三十四条とし、第三十八条から第四十二条までを三条ずつ繰り上げる。
第四十三条中「第四十六条」を「第四十三条」に改め、同条を第四十条とする。
第四十四条を第四十一条とする。
第四十五条第二項中「老人保健取扱機関」を「保険医療機関等」に、「老人保健医」を「保険医等（薬剤師を除く。）」に、「当該老人保健医」を「当該保険医等」に改め、同条第三項中「老人保健取扱機関」を「保険医療機関等」に改め、同条を第四十二条とする。
第四十六条を第四十三条とする。
第四十七条第三項中「第三十五条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同条を第四十四条とする。
第四十八条を第四十五条とし、第四十九条を第四十六条とする。
第三章第三節第三款を第三章第三節第二款とする

外、同条に次の一項を加え、同条を第二十八条とする。
7 市町村長は、厚生省令で定めるところにより、特別の理由により保険医療機関等に第一項の一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金を減額し、又はその支払いを免除することができる。
第三十三条第一項中「老人保健取扱機関」を「保険医療機関等」に、「厚生大臣が定める」を「次条第一項の」に改め、同条第二項中「老人保健取扱機関」を「保険医療機関等」に、「第三十条」を「次条第一項」に改め、「前項の」を削り、同条を第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。
（医療に関する基準）
第三十条 医療の取扱い及び担当に関する基準並びに医療に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定めるものとする。
2 中央社会保険医療協議会は、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）第十四条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により意見を求められた事項について審議し、及び文書をもつて答申するほか、同項に規定する事項について、自ら厚生大臣に文書をもつて建議することができる。
第三十四条を削る。
第三十五条の見出し中「老人保健取扱機関」を「保険医療機関等」に改め、同条第一項中「老人保健取扱機関」を「保険医療機関等」に、「老人保健医、老人保健薬剤師」を「保険医等」に改め、同条第四項中「第三十一条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の二条を加える。
（医療費）
第三十二条 市町村長は、次に掲げる場合には、医療に代えて、医療費を支給する。
一 医療を行うことが困難であると認めるところ
二 やむを得ない理由により保険医療機関等以外

の病院、診療所又は薬局その他の者について診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合において、必要があると認めるとき。
三 保険医療機関等について診療、薬剤の支給又は手当を受け、やむを得ない理由によりその費用を当該保険医療機関等に支払つた場合において、必要があると認めるとき。
2 前項の規定により支給する医療費の額は、医療に要する費用の額から第二十八条に規定する一部負担金に相当する額を控除した額を基準として、市町村長が定める。
3 前項の医療に要する費用の額は、第三十条第一項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額とする。ただし、その額は、現に医療に要した費用の額を超えることができない。
（特別会計）
第三十三条 市町村は、医療に関する収入及び支出について、特別会計を設けるものとする。
第三十六条を削る。
第三章第三節第三款中第三十七条を第三十四条とし、第三十八条から第四十二条までを三条ずつ繰り上げる。
第四十三条中「第四十六条」を「第四十三条」に改め、同条を第四十条とする。
第四十四条を第四十一条とする。
第四十五条第二項中「老人保健取扱機関」を「保険医療機関等」に、「老人保健医」を「保険医等（薬剤師を除く。）」に、「当該老人保健医」を「当該保険医等」に改め、同条第三項中「老人保健取扱機関」を「保険医療機関等」に改め、同条を第四十二条とする。
第四十六条を第四十三条とする。
第四十七条第三項中「第三十五条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同条を第四十四条とする。
第四十八条を第四十五条とし、第四十九条を第四十六条とする。
第三章第三節第三款を第三章第三節第二款とする

第十二条第五号中「第二十六条、第三節第二款」を「から第三十二条まで」に、「第四十五条第三項」を「第四十二条第三項」に改める。
第十三条中「七十歳以上の者」を「第二十五条第一項各号に掲げる者」に改める。
第二十三条中「第二十八条に規定する老人保健取扱機関」を「第二十五条第三項に規定する保険医療機関等」に改める。
第二十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住地を有する七十歳以上の者（加入者に限る。）」を「次に掲げる者（加入者に限る。以下「七十歳以上の加入者等」という。）であつて当該市町村の区域内に居住地を有するもの」に改め、同項に次の各号を加える。
一 七十歳以上の者
二 六十五歳以上七十歳未満の者であつて、厚生省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該市町村長の認定を受けたもの
第二十五条第三項中「自己の選定する第二十八条に規定する老人保健取扱機関（第三十六条第一項の規定により医療を取り扱わない老人保健取扱機関を除く。次条第一項において同じ。）」を「次に掲げる病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）のうち、自己の選定するもの」に改め、同項に次の各号を加える。
一 健康保険法第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関及び保険薬局
二 国民健康保険法第三十六条第四項に規定する療養取扱機関
三 前二号に掲げるもののほか、厚生省令で定める病院、診療所及び薬局
第二十五条に次の二項を加える。
4 前項の規定にかかわらず、同項第三号の病院、診療所又は薬局にあつては、当該病院、診療所又は薬局ごとに厚生省令で定める者のみが、医療を受けることができるものとする。
5 保険医療機関等において医療を担当する医師若しくは歯科医師又は薬剤師は、次の各号に掲

げる保険医療機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる医師若しくは歯科医師又は薬剤師（以下「保険医等」という。）とする。
一 第三項第一号の病院、診療所又は薬局 健康保険法第四十三条第二項に規定する保険医又は保険薬剤師
二 第三項第二号の病院、診療所又は薬局 国民健康保険法第三十六条第三項に規定する国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師
三 第三項第三号の病院、診療所又は薬局 前二号に掲げる者又はこれらの者以外の医師若しくは歯科医師又は薬剤師であつて厚生省令で定めるもの
第二十六条及び第二十七条を次のように改める。
（保険医療機関等の責務）
第二十六条 保険医療機関等及び保険医等は、第三十条第一項の医療の取扱い及び担当に関する基準に従い、医療を取り扱い、又は担当しなければならない。
（厚生大臣又は都道府県知事の指導）
第二十七条 保険医療機関等及び保険医等は、医療に関し、厚生大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。
2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の指導をする場合において、必要と認めるときは、診療又は調剤に関する学識経験者をその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。
「第二款 老人保健取扱機関等」を削る。
第二十八条から第三十一条までを削る。
第三十二条第一項中「老人保健取扱機関」を「保険医療機関等」に、「五百円」を「四百円」に改め、同条第三項中「四月」を「二月」に改め、同条第四項中「老人保健取扱機関」を「保険医療機関等」に、「次条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第五項及び第六項中「老人保健取扱機関」を「保険医

療機関等」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十八条とする。
7 市町村長は、厚生省令で定めるところにより、特別の理由により保険医療機関等に第一項の一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金を減額し、又はその支払いを免除することができる。
第三十三条第一項中「老人保健取扱機関」を「保険医療機関等」に、「厚生大臣が定める」を「次条第一項の」に改め、同条第二項中「老人保健取扱機関」を「保険医療機関等」に、「第三十条」を「次条第一項」に改め、「前項の」を削り、同条を第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。
（医療に関する基準）
第三十条 医療の取扱い及び担当に関する基準並びに医療に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定めるものとする。
2 中央社会保険医療協議会は、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）第十四条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により意見を求められた事項について審議し、及び文書をもつて答申するほか、同項に規定する事項について、自ら厚生大臣に文書をもつて建議することができる。
第三十四条を削る。
第三十五条の見出し中「老人保健取扱機関」を「保険医療機関等」に改め、同条第一項中「老人保健取扱機関」を「保険医療機関等」に、「老人保健医、老人保健薬剤師」を「保険医等」に改め、同条第四項中「第三十一条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の二条を加える。
（医療費）
第三十二条 市町村長は、次に掲げる場合には、医療に代えて、医療費を支給する。
一 医療を行うことが困難であると認めるところ
二 やむを得ない理由により保険医療機関等以外

る。

第四章第一節中第五十条を第四十七条とする。

第五十一条第一項中「第三十三條第二項」を「第二十九條第二項」に改め、同条第二項中「第五十六條第一項」を「第五十三條第一項」に改め、同条を第四十八條とする。

第五十二条中「第五十条」を「第四十七條」に改め、同条を第四十九條とする。

第五十三条中「第五十条」を「第四十七條」に改め、同条を第五十条とする。

第五十四条中「第五十一条」とする。

第五十五条中「第五十二条」を「第四十七條中」に、「第五十二条中」を「第五十条」とあるのは「第五十五条中」に準用する第五十条」とを「第五十二条中」に改め、同条を第五十二條とする。

第五十六条中「第六十六條第一項」を「第六十三條第一項」に改め、第四章第二節中同条を第五十三條とする。

第五十七條を第五十四條とし、第五十八條を第五十五條とする。

第五十九條第一項中「七十歳以上の加入者」を「七十歳以上の加入者等」に改め、「以下の範圍内で政令で定める割合を割り、一から前号の政令で定める割合を控除して得た割合」を「二分の一」に改め、同条第二項中「七十歳以上の加入者」を「七十歳以上の加入者等」に、「七十歳以上の加入者数」を「七十歳以上の加入者等の数」に改め、同条を第五十六條とする。

第六十条中「第五十六條第一項」を「第五十三條第一項」に、「第六十六條第一項」を「第六十三條第一項」に、「第三十三條第二項」を「第二十九條第三項」に改め、同条を第六十二條とする。

第六十一条第一項中「七十歳以上の加入者」を「七十歳以上の加入者等」に改め、同条を第五十八條とする。

第六十二条を第五十九條とし、第六十三條を第六十條とし、第六十四條を第六十一條とする。

第六十五条第一項中「七十歳以上の加入者」を「七十歳以上の加入者等」に改め、同条第二項中「第三十三條第三項」を「第二十九條第三項」に改め、同条を第六十二條とする。

第六十六条第一項第二号中「第五十一条第一項」を「第四十八條第一項」に改め、第五章中同条を第六十三條とする。

第六十七條を第六十四條とし、第六十八條を第六十五條とする。

第六十九條中「第六十六條第一項第一号」を「第六十三條第一項第一号」に改め、同条を第六十六條とする。

第七十条を第六十七條とし、第七十一条を第六十八條とし、第七十二条を第六十九條とする。

第七十三条第一項中「第六十六條第二項」を「第六十三條第二項」に改め、同条第三項中「第六十六條第一項第二号」を「第六十三條第一項第二号」に改め、同条を第七十条とする。

第七十四条を第七十一条とし、第七十五条から第七十七條までを三条ずつ繰り上げる。

第七十八條第一項中「第六十七條」を「第六十四條」に改め、同条第二項中「第三十五條第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同条を第七十五條とする。

第七十九條を第七十六條とし、第八十条を第七十七條とする。

第八十一条第四項中「第三十五條第二項」を「第三十一条第四項」に改め、第六章中同条を第七十八條とする。

第八十二条を第七十九條とする。

第八十三条第二項中「第六十三條第一項」を「第六十条第一項」に、「第六十四條」を「第六十一条」に、「第四十五條第一項」を「第四十二條第一項」に改め、同条を第八十条とする。

第八十四条第一項中「第五十四條（第五十五条）」を「第五十一条（第五十二条）」に改め、同条を第八十一条とする。

第六十二条を第五十九條とし、第六十三條を第六十條とし、第六十六條を第六十三條とする。

第八十七條第一項中「第六十九條」を「第六十六條」に、「第八十一条第三項」を「第七十八條第三項」に改め、同条第二項中「第七十八條第一項」を「第七十五条第一項」に改め、第七章中同条を第八十四條とする。

第八十八條中「第四十七條第二項」を「第四十四條第二項」に改め、同条を第八十五條とする。

第八十九條第一項中「第四十七條第一項」を「第四十四條第一項」に改め、同条第二項中「第七十六條」を「第七十三條」に改め、同条を第八十六條とする。

附則第一条ただし書中「第八十六條、第八十九條第二項」を「第八十三條、第八十六條第二項」に、「附則第三十條及び附則第三十一条の規定（附則第三十條）を「附則第三十一条及び附則第三十二條の規定（附則第三十一条）」に、「第三十條及び附則第三十七條から附則第三十九條」を「第三十條（中央社会保険医療協議会に關する部分に限る。）及び附則第三十八條から附則第四十條」に改める。

附則第三十條第一項中「第五十七條から第五十九條」を「第五十四條から第五十六條」に、「第五十九條第一項第一号の政令で定める割合」を「二分の一」に、「一から前号の割合を控除して得た割合」を「二分の一」に改める。

附則第八條のうち、健康保険法第八條及び第八條ノ二の改正規定の次に次のように加える。

第二十一條第三号に次のただし書を加える。

但シ保険料ノ納付ノ遅延ニ付保險者ニ於テ正当ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

附則第八條のうち、健康保険法第四十三條第一項の改正規定中「七十歳以上ノ者」を「老人保健法（昭和五十六年法律第 号）第二十五條第一項各号ニ掲グル者」に改め、同項の改正規定の次に次のように加える。

第四十三條ノ四第二項中「被扶養者ノ療養」の下に「並ニ老人保健法ニ依ル医療」を加え

る。

第四十三條ノ六第二項中「社会保険各法」の下に「又は老人保健法」を加える。

附則第八條のうち、健康保険法第四十三條ノ八第三項及び第五項の改正規定の次に次のように加える。

第四十三條ノ十二第六号中「又ハ」を「若ハ」に、「療養ニ」を「療養又ハ老人保健法ニ依ル医療ニ」に改める。

第四十三條ノ十三第三号中「社会保険各法」の下に「又ハ老人保健法」を加える。

附則第八條のうち、健康保険法第四十六條の改正規定中「（昭和五十六年法律第 号）」を削る。

附則第八條のうち、健康保険法第五十九條ノ二第一項の改正規定中「七十歳以上ノ者」を「老人保健法第二十五條第一項各号ニ掲グル者」に改める。

附則第九條第一項中「施行日前において、七十歳以上である」を削り、「被扶養者が」を「被扶養者であつて第二十五條第一項各号のいずれかに該当するものが、施行日前に」に改め、同条第三項中「を基準として政令で定める割合」を削る。

附則第十一條のうち、船員保険法第九條第一項及び第三項の改正規定の次に次のように加える。

第十九條ノ四第三号に次のただし書を加える。

但シ保険料ノ納付ノ遅延ニ付行政庁ニ於テ正当ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

附則第十一條のうち、船員保険法第二十八條第一項本文の改正規定中「七十歳未満ノ被保險者」の下に「老人保健法（昭和五十六年法律第 号）第二十五條第一項第二号ニ掲グル者ヲ除ク」を加え、「並ニ」の下に「七十歳未満ノ被保險者（同号ニ掲グル者ニ限ル）及」を加える。

第四十三條ノ四第二項中「被扶養者ノ療養」の下に「並ニ老人保健法ニ依ル医療」を加え

る。

第四十三條ノ六第二項中「社会保険各法」の下に「又は老人保健法」を加える。

附則第八條のうち、健康保険法第四十三條ノ八第三項及び第五項の改正規定の次に次のように加える。

第四十三條ノ十二第六号中「又ハ」を「若ハ」に、「療養ニ」を「療養又ハ老人保健法ニ依ル医療ニ」に改める。

第四十三條ノ十三第三号中「社会保険各法」の下に「又ハ老人保健法」を加える。

附則第八條のうち、健康保険法第四十六條の改正規定中「（昭和五十六年法律第 号）」を削る。

附則第八條のうち、健康保険法第五十九條ノ二第一項の改正規定中「七十歳以上ノ者」を「老人保健法第二十五條第一項各号ニ掲グル者」に改める。

附則第十一條のうち、船員保険法第三十條第二項第三号ただし書の改正規定中「昭和五十六年法律第三号」を削る。

附則第十二條のうち、船員保険法第三十一條ノ二第一項の改正規定中「七十歳以上ノ者」を「老人保健法第二十五條第一項各号に掲ぐる者」に改める。

附則第十三條のうち、日雇労働者健康保険法第十六條の二第五項の改正規定中「第三十七條」を「第三十四條」に改める。

附則第十四條のうち、日雇労働者健康保険法第十七條の四第一項の改正規定中「七十歳以上の者」を「老人保健法第二十五條第一項各号に掲ぐる者」に改める。

附則第十五條のうち、国民健康保険法第三十六條第一項の改正規定中「七十歳以上の者」を「老人保健法（昭和五十六年法律第三号）第二十五條第一項各号に掲ぐる者」に改め、同項の改正規定の次に次のように加える。

第四十條の次に次の一條を加える。

第四十條の二 療養取扱機関又は国民健康保険医若しくは国民健康保険薬剤師は、療養の給付を取り扱い、又は療養を担当するほか、老人保健法の規定による医療を取り扱い、又は担当するものとする。

第四十八條に次の一号を加える。

五 老人保健法の規定による医療に関し、前

各号のいずれかに相当する事由があつたと

き。

第四十九條に次の一号を加える。

三 老人保健法の規定による医療に関し、前二号のいずれかに相当する事由があつたと

き。

附則第十五條のうち、国民健康保険法第五十五條第一項の改正規定中「昭和五十六年法律第三号」を削り、同条第三項の改正規定中「七十歳以上の者」を「老人保健法第二十五條第一項各号に掲ぐる者」に、「同法」を「日雇労働者健康保険法」に改める。

附則第十五條のうち、国民健康保険法第六十九條の改正規定の次に次のように加える。

第七十條中「費用」の下に「の額並びに老人保健法の規定による医療費拠出金（以下「老人保健医療費拠出金」という。）の納付に要する費用の額に七分の十を乗じて得た額の合算額」を加える。

第七十二條第二項中「費用」の下に「の額並びに老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額に七分の十を乗じて得た額の合算額」を加える。

附則第十五條のうち、国民健康保険法第七十二條の次に一條を加える改正規定及び同法第七十四

條の改正規定を削る。

附則第十六條第一項中「施行日前において、七十歳以上である」を削り、「被保険者が」を「被保険者であつて第二十五條第一項各号のいずれかに該当するものが、施行日前に」に改める。

附則第十七條のうち、国家公務員共済組合法第五十四條第一項の改正規定中「七十歳以上の者」を「老人保健法（昭和五十六年法律第三号）第二十五條第一項各号に掲ぐる者」に改める。

附則第十七條のうち、国家公務員共済組合法第五十七條第一項の改正規定中「七十歳以上の者」を「老人保健法第二十五條第一項各号に掲ぐる者」に改める。

附則第十七條のうち、国家公務員共済組合法第五十九條第一項の改正規定中「昭和五十六年法律第三号」を削る。

附則第十七條のうち、国家公務員共済組合法第六十二條の五第二項の改正規定中「加える」を「加え、同条第三項中「もの」とみなす」の下に「た

だし、その払込みの遅延について正当な理由がある」と組合が認めるときは、この限りでない」を加え、同条第四項第三号中「払い込まなかつたとき」の下に「（払込みの遅延について正当な理由がある」と組合が認めるときを除く。）」を加えるに改める。

附則第十八條第一項中「施行日前において、」を削り、「七十歳以上である者が」を「あつて第二十五條第一項各号のいずれかに該当するものが、施行日前に」に改める。

附則第十九條のうち、公共企業体職員等共済組合法第三十二條第一項の改正規定中「七十歳以上の者」を「老人保健法（昭和五十六年法律第三号）第二十五條第一項各号に掲ぐる者」に改める。

附則第十九條のうち、公共企業体職員等共済組合法第三十四條第一項の改正規定及び同法第三十四條の二の改正規定中「七十歳以上の者」を「老人保健法第二十五條第一項各号に掲ぐる者」に改める。

附則第十九條のうち、公共企業体職員等共済組合法第三十六條第一項の改正規定中「昭和五十六年法律第三号」を削る。

附則第十九條のうち、公共企業体職員等共済組合法第八十二條の三第二項の改正規定中「改める」を「改め、同条第三項中「もの」とみなす」の下に「ただし、その払込みの遅延について正当な理由がある」と組合が認めるときは、この限りでない」を加え、同条第四項第三号中「払い込まなかつたとき」の下に「（払込みの遅延について正当な理由がある」と組合が認めるときを除く。）」を加えるに改める。

附則第二十條第一項中「施行日の前日において七十歳以上である」を削り、「被扶養者が」を「被扶養者であつて第二十五條第一項各号のいずれかに該当するものが」に改める。

附則第二十一條のうち、地方公務員等共済組合法第五十六條第一項の改正規定中「七十歳以上の者」を「老人保健法（昭和五十六年法律第三号）第二十五條第一項各号に掲ぐる者」に改める。

附則第二十一條のうち、地方公務員等共済組合法第五十九條第一項の改正規定中「七十歳以上の者」を「老人保健法第二十五條第一項各号に掲ぐる者」に改める。

附則第二十一條のうち、地方公務員等共済組合法第六十一條第一項の改正規定中「昭和五十六年法律第三号」を削る。

附則第二十一條のうち、地方公務員等共済組合法第六十四條の二第二項の改正規定中「加える」を「加え、同条第三項中「もの」とみなす」の下に「ただし、その払込みの遅延について正当な理由がある」と組合が認めるときは、この限りでない」を加え、同条第四項第三号中「払い込まなかつたとき」の下に「（払込みの遅延について正当な理由がある」と組合が認めるときを除く。）」を加えるに改める。

附則第二十二條第一項中「施行日前において、七十歳以上である」を削り、「被扶養者が」を「被扶養者であつて第二十五條第一項各号のいずれか

第一類第七号 社会労働委員会議録第五号 昭和五十六年十一月十二日

に該当するものが、施行日前に」に改める。

附則第四十条を附則第四十一条とする。

附則第三十九条のうち、厚生省設置法第九条第一号の三の改正規定中「施行すること」の下に「（医療に関する指導及び監督の実施に関するものを除く。）」を加える。

附則第三十九条のうち、厚生省設置法第十四条の改正規定中「第九号」を「第五号中「監督」の下に「並びに老人保健法の規定による医療に関する指導及び監督の実施」を加え、同条第九号」に改める。

附則第三十九条のうち、厚生省設置法第二十九条第一項の改正規定中「老人保健に関する重要事項を調査審議し、及び関係行政機関に対し意見を述べることを」「保険者の拠出金等に関する重要事項を調査審議すること」に改め、「改める」を「改め、同表中央社会保険医療協議会の項中「審議すること」を「審議するほか、老人保健法第三十条第一項の規定による厚生大臣の定めに関する事項を審議すること」に改める」に改める。

附則第三十九条を附則第四十条とし、附則第三十一条から附則第三十八条までを一条ずつ繰り下げる。

附則第三十条のうち、社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の改正規定中「第三十三条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、同条を附則第三十一条とする。

附則第二十九条を附則第三十条とし、附則第二十八条を附則第二十九条とする。

附則第二十七条のうち、地方税法第七百三条の四第一項及び第二項の改正規定の前に次のように加える。

第七十二条の十四第一項中「麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の規定に基づく医療」の下に「若しくは老人保健法（昭和五十六年法律第号）の規定に基づく医療」を加える。

第七十二条の十七第二項中「麻薬取締法の規定に基づく医療」の下に「若しくは老人保健法の規定に基づく医療」を加える。

附則第二十七条のうち、地方税法第七百三条の四第一項の改正規定中「（昭和五十六年法律第号）」を削り、同条を附則第二十八条とする。

附則第二十六条の次に次の一条を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十七条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項に次の一号を加える。

四 老人保健法（昭和五十六年法律第号）の規定に基づく医療

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、一般会計予算（昭和五十六年度ベース）で約百三億円の支出増の見込みである。